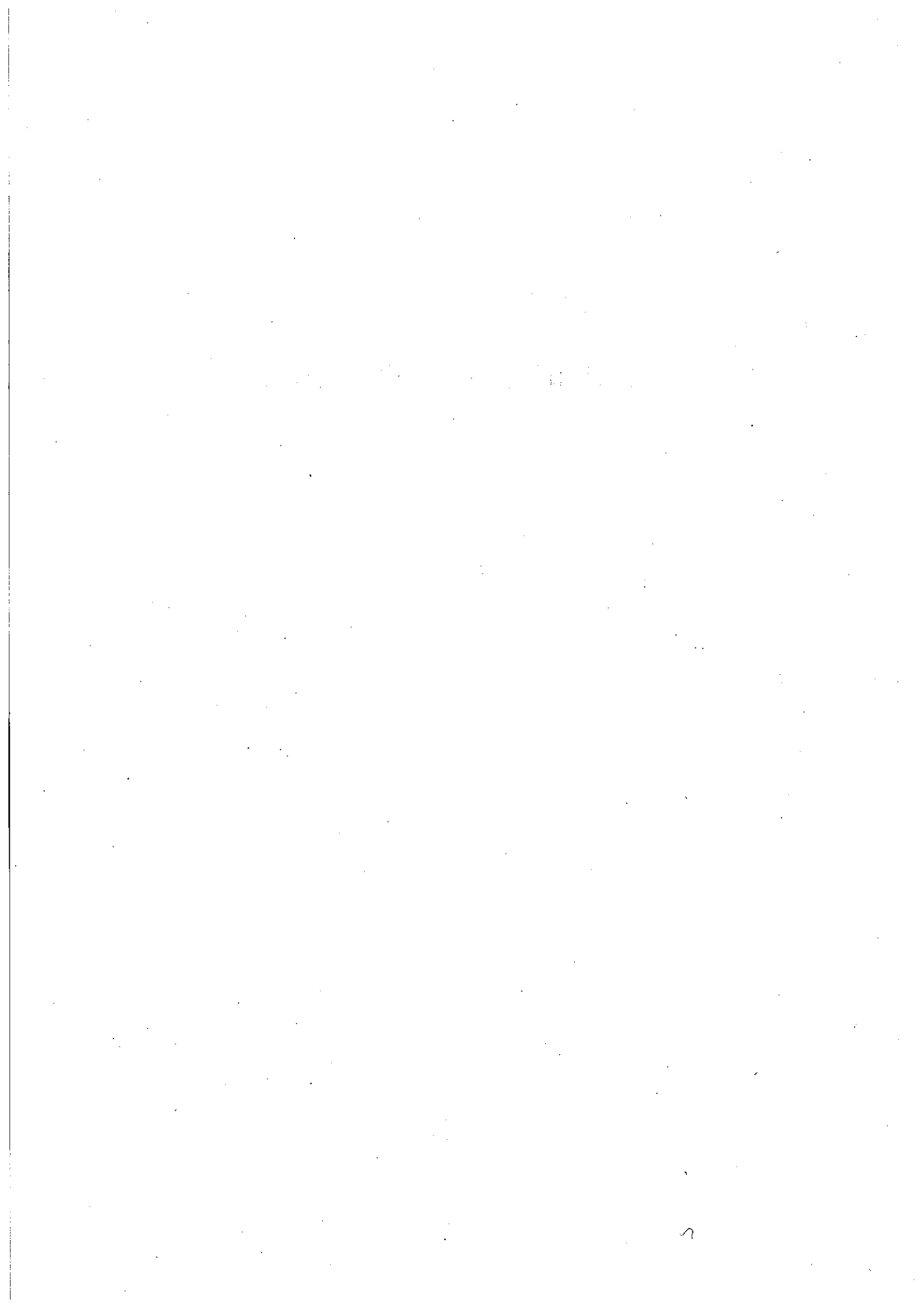


令和5年第4回

八千代市議会定例会議案

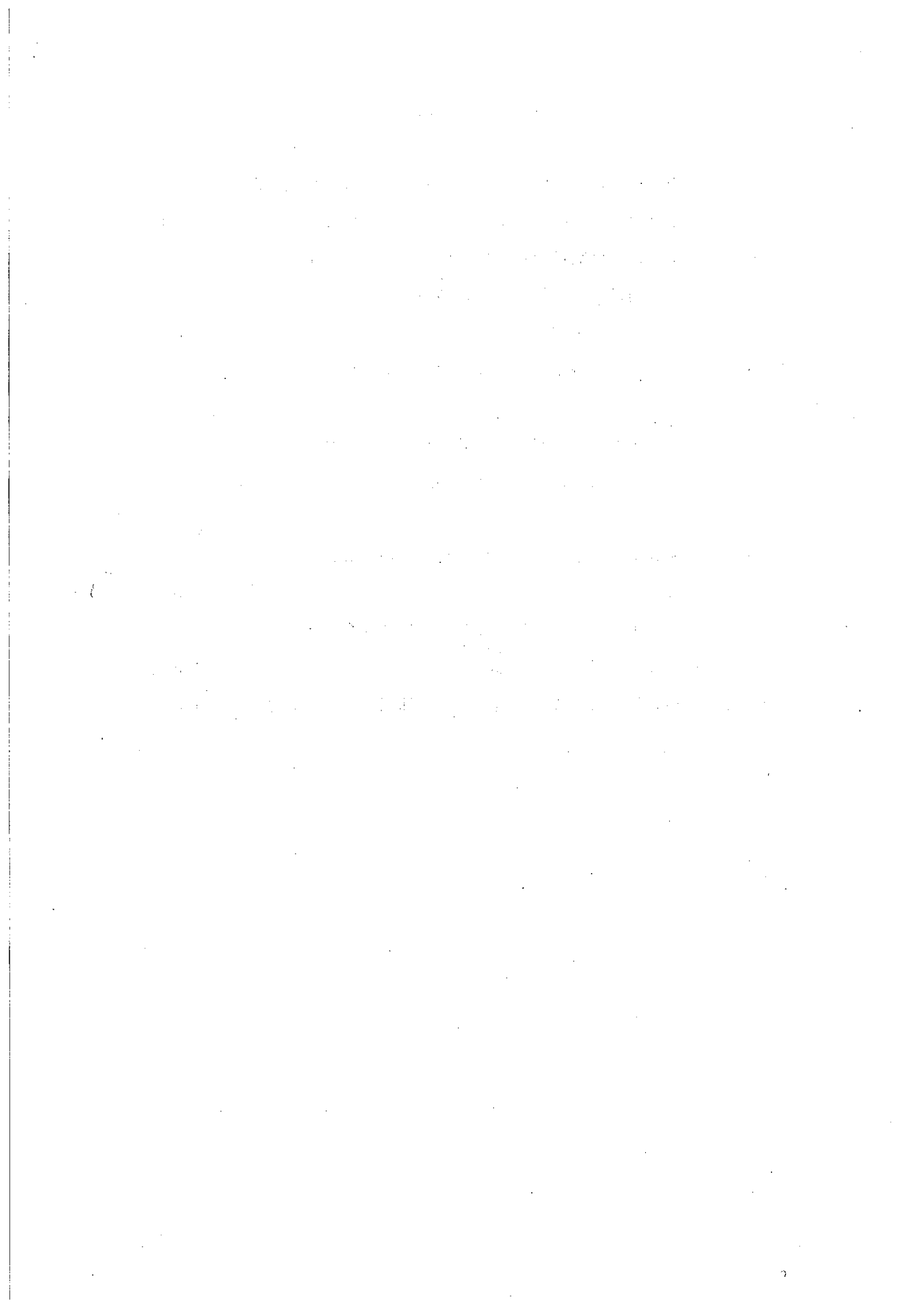
(追加)

八千代市



## 目 次

議案第14号	八千代市特別職の職員の給与，旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 頁
議案第15号	八千代市一般職員の給与に関する条例及び八千代市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3 頁
議案第16号	八千代市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	1 1 頁
議案第17号	令和5年度八千代市一般会計補正予算（第9号）	1 5 頁
議案第18号	令和5年度八千代市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	1 5 頁
議案第19号	令和5年度八千代市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	1 5 頁
議案第20号	令和5年度八千代市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	1 5 頁
議案第21号	令和5年度八千代市水道事業会計補正予算（第3号）	1 5 頁



## 議案第14号

八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正  
する条例を次のように制定する。

令和5年12月22日提出

八千代市長 服部友則

八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例

第1条 八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和  
49年八千代市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「100分の200」を「100分の210」に改める。

第2条 八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部  
を次のように改正する。

第3条第4項中「100分の210」を「100分の205」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年  
4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用  
弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年1  
2月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正  
前の八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の規定に  
より支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみ  
なす。

提案理由

市長等及び議長等の期末手当の支給割合を改定するため、条例を改正したい。

議案第15号

八千代市一般職員の給与に関する条例及び八千代市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
八千代市一般職員の給与に関する条例及び八千代市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年12月22日提出

八千代市長 服部友則

八千代市一般職員の給与に関する条例及び八千代市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例  
(八千代市一般職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 八千代市一般職員の給与に関する条例(昭和32年八千代市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改め、「。以下同じ」を削る。

第22条第2項中「100分の120」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に改める。

第23条第2項第1号中「100分の100」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に改める。

第23条の2第1項中「又は他」を「若しくは他」に、「又は災害復旧」を「若しくは災害復旧」に改め、「職員」の次に「又は大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)第55条若しくは他の法律の規定により復興計画の作成等のため派遣された職員」を加える。

第23条の2の次に次の2条を加える。

(武力攻撃災害等派遣手当)

第23条の3 武力攻撃災害等派遣手当は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第153条

若しくは第183条において準用する同法第153条又は他の法律の規定により国民の保護のための措置の実施のため派遣された職員が住所又は居所を離れて八千代市の区域に滞在することを要する場合に支給する。

- 2 武力攻撃災害等派遣手当の額は、別表第3に掲げる額とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、武力攻撃災害等派遣手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(特定新型インフルエンザ等対策派遣手当)

第23条の4 特定新型インフルエンザ等対策派遣手当は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第26条の7(同法第38条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により特定新型インフルエンザ等対策の実施のため派遣された職員が住所又は居所を離れて八千代市の区域に滞在することを要する場合に支給する。

- 2 特定新型インフルエンザ等対策派遣手当の額は、別表第3に掲げる額とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1を次のように改める。



別表第1 (第4条第1項)

## 行政職給料表

(単位:円)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700

	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300	
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700	
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400	
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900	
定年	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300	
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700	
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100	
前再	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500	
	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900	
	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300	
任用	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600	
	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900	
	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300	
	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600	
短時	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900	
	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200	
	62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	446,600	
間勤	63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	446,900	
	64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	447,200	
	65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	447,500	
務職	66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	447,900	
	67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	448,200	
	68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	448,500	
員以	69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	448,800	
	70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	449,200	
	71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	449,500	
外の	72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	449,800	
	73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	450,100	
	74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	450,500	
職員	75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	450,800	
	76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	451,100	
	77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	451,400	

78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600		
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900		
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100		
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300		
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600		
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900		
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100		
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300		
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300			
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600			
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800			
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000			
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300			
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600			
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800			
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000			
94		295,900	343,600	382,500	394,300			
95		296,200	344,100	382,900	394,600			
96		296,600	344,500	383,300	394,800			
97		296,800	344,700	383,600	395,000			
98		297,100	345,100		395,300			
99		297,500	345,500		395,600			
100		297,900	345,800		395,800			
101		298,100	346,100		396,000			
102		298,400	346,500		396,300			
103		298,800	346,900		396,600			
104		299,100	347,300		396,800			
105		299,300	347,800		397,000			
106		299,600	348,200		397,300			
107		300,000	348,600		397,600			
108		300,300	349,000		397,800			
109		300,500	349,500		398,000			
110		300,900	349,900					
111		301,300	350,200					
112		301,600	350,500					
113		301,800	351,000					
114		302,000						
115		302,300						
116		302,700						
117		302,900						
118		303,100						

	119		303,400						
	120		303,700						
	121		304,100						
	122		304,300						
	123		304,600						
	124		304,900						
	125		305,200						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200

別表第3中「第23条の2第2項」の次に「第23条の3第2項、第23条の4第2項」を加える。

第2条 八千代市一般職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に改める。

第23条第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に改める。

(八千代市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 八千代市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成27年八千代市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	380,000円
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000
6	718,000
7	839,000

第8条第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第4条 八千代市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（八千代市一般職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定及び第3条の規定（八千代市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第8条第2項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は令和5年4月1日から、第1条の規定（給与条例第22条第2項及び第3項並びに第23条第2項第1号及び第2号の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定及び第3条の規定（任期付職員条例第8条第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は同年12月1日から適用する。

（令和5年4月1日前の異動者の号給の調整）

3 令和5年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長が別に定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

4 第1条の規定による改正後の給与条例又は第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例又は第3条の規定による改正前の任期付職員条例の規定により支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例又は第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 提案理由

人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じ、一般職員の給与の額を改定する等のため、条例を改正いたしたい。

議案第16号

八千代市手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
八千代市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年12月22日提出

八千代市長 服部友則

八千代市手数料条例の一部を改正する条例

八千代市手数料条例（平成12年八千代市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第10号中「第120条第1項」の次に「第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同条中第48号を第50号とし、第44号から第47号までを2号ずつ繰り下げ、同条第43号の表中「第36号」を「第38号」に改め、同号を同条第45号とし、同条中第42号を第44号とし、同条第41号の表中「第43号」を「第45号」に、「第36号」を「第38号」に改め、同号を同条第43号とし、同条第40号の表中「第36号」を「第38号」に改め、同号を同条第42号とし、同条中第39号を第41号とし、第20号から第38号までを2号ずつ繰り下げ、同条第19号中「第21号」を「第23号」に改め、同号を同条第21号とし、同条中第18号を第20号とし、第17号を第19号とし、第16号を第18号とし、同条第15号中「閲覧手数料」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定による届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料」を加え、「書類1件」を「書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件」に改め、同号を同条第17号とし、同条第14号中「又は同法第48条第2項」を「同法第48条第2項」に改め、「事項の証明書の交付手数料」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定による届書等情報の内容の証明書の交付手数料」を加え、同号を同条第16号とし、同号の前に次の1号を加える。

(15) 戸籍法第120条の3第2項の規定による除籍電子証明書提供用識別符

号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。） 除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円

第2条中第13号を第14号とし、同条第12号中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同号を同条第13号とし、同号の前に次の1号を加える。

(12) 戸籍法第120条の3第2項の規定による戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この号及び第15号において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。） 戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき 400円

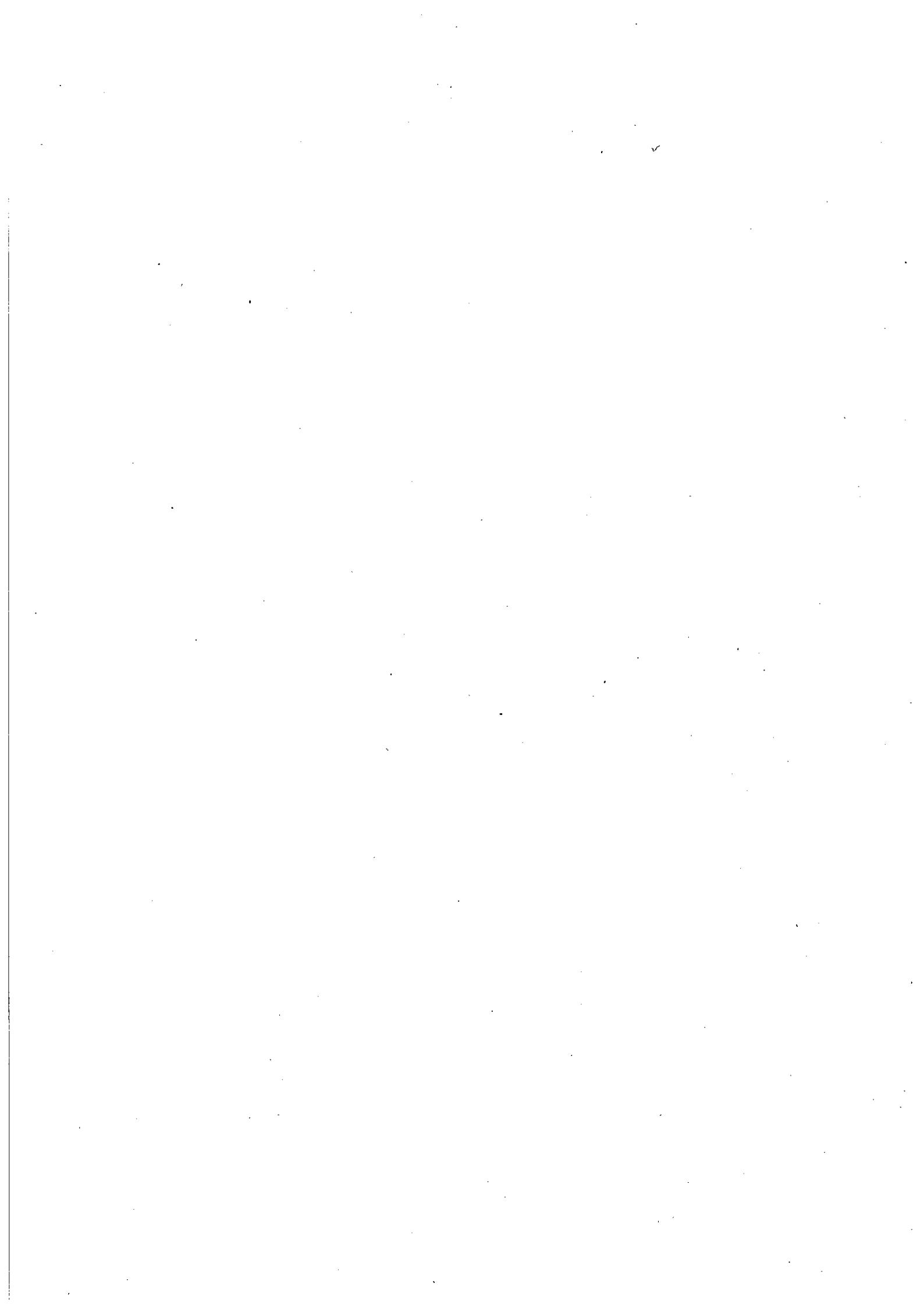
#### 附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

提案理由



戸籍法の一部改正に伴い、条例を改正いたしたい。



議案第 17 号 令和 5 年度八千代市一般会計補正予算（第 9 号）

議案第 18 号 令和 5 年度八千代市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 19 号 令和 5 年度八千代市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 20 号 令和 5 年度八千代市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 21 号 令和 5 年度八千代市水道事業会計補正予算（第 3 号）

